

様式第2号（第10条関係）

会議結果のお知らせ

1 開催した会議の名称

令和元年度第1回佐伯市建築審査会

2 開催日時

令和元年7月10日（水） 午前10時00分から午前11時37分まで

3 開催場所

所在地 佐伯市中村南町1番1号

会場名 佐伯市役所本庁舎6階 第2委員会室

4 出席者

審査会長 西山 巖 職務代理者 井上 一則

委員 姫野 由香 委員 菅 博之 委員 長田 忠

委員 福島 市子 委員 吉用 光春

5 公開、非公開の別

公開（一部非公開）

6 傍聴人数

0人

7 議題及び結果

(1) 議題

ア 会長及び職務代理者の選任について

イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による道路と敷地の関係の特例許可に係る同意の専決処分について（報告）1件

ウ 改正建築基準法（令和元年6月25日施行）について

エ 令和元年度九州ブロック建築審査会長会議について（報告）

(2) 結果

ア 会長に西山委員が、職務代理者に井上委員が選任される。

イ 当該会長専決同意（1件）について、西山会長から委員に報告する。

ウ 改正建築基準法（令和元年6月25日施行）について、事務局から委員に説明する。

エ 令和元年度九州ブロック建築審査会長会議について、西山会長及び事務局から委員に報告する

8 審議の内容

議題イにおいて、姫野委員から敷地の背後地の安全性について質問があり、井上委員からがけ条例等で安全性は担保されると説明がある。

議題ウにおいて、長田委員から「延べ面積200平方メートル以内の住宅から特殊建築物への用途変更の場合、浄化槽の人槽のチェックは行われないのか。」と質問があり、

事務局から「確認申請の手続きが不要なだけであり、建築基準法は守らなければならない。違反の疑いがある場合は特定行政庁として建築主等に報告を求め、違反の事実がある場合は是正指導を行うことになる。」と説明がある。

9 会議の資料名一覧

- (1) 令和元年度佐伯市建築審査会委員名簿
- (2) 会長の専決処分にて同意を受けた建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による道路と敷地の関係の特例許可案件 1 件の申請書等の写し
- (3) 建築基準法の一部改正について
- (4) 令和元年度九州ブロック建築審査会長会議の配布資料の写し

10 問い合わせ先

担当課 建設部建築住宅課建築指導係 電話番号 0972-22-3111 内線 487